

大口町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 訪問介護相当サービス（第3条）
- 第3章 通所介護相当サービス（第4条）
- 第4章 通所型サービスA（第5条—第18条）
- 第5章 通所型サービスC（第19条・第20条）
- 第6章 介護予防ケアマネジメント（第21条）
- 第7章 雜則（第22条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6の規定に基づき、大口町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年大口町告示第10号。以下「実施要綱」という。）第2条第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

(事業の一般原則)

第2条 第1号事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、町及び他の事業者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問介護相当サービス

(訪問介護相当サービスの基準)

第3条 実施要綱第2条第1号アに規定する訪問型サービスのうち、訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等省令」という。）に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による。この場合において、旧指定介護予防サービス等省令第37条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読みかえるものとする。

第3章 通所介護相当サービス

（通所介護相当サービスの基準）

第4条 実施要綱第2条第1号イに規定する通所型サービスのうち、通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護予防サービス等省令に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による。この場合において、旧指定介護予防サービス等省令第106条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読みかえるものとする。

第4章 通所型サービスA

（基本方針）

第5条 実施要綱第2条第1号イに規定する通所型サービスのうち、通所型サービスA（以下「通所型サービスA」という。）の事業は、利用者の状態等を踏まえながら、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者的心身の機能の維持・回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者の員数）

第6条 事業者が通所型サービスAの事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、専ら当該サービスの提供にあたる従業者

が1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては2以上とする。

2 事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項の従業者を常時1人以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。

(管理者)

第7条 事業者は、事業所ごとにその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第8条 事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を確保するものとし、その面積は、2.5平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

2 事業者は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備並びに事業運営に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスAの事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第95条第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等省令第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料の受領)

第9号 事業者は、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 利用者に対して行う送迎に要する費用

- (4) 入浴の提供に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

(個別計画の作成)

第10条 事業所の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第11号 事業者は、通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所型サービスAの従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(重要事項に関する規定)

第12条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サービスAの利用定員
- (5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施区域
- (7) サービス利用にあたっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要な事項

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第14条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情への対応)

第15条 事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した通所型サービスAに関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 事業者は、町から求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。
- 5 事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導及び助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第16条 事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡をするとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（記録の整備）

第17条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第10条に規定する通所型サービスA個別計画
 - (2) 第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (3) 第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第18条 事業者は、当該通所型サービスAの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を町長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスAを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該通所型サービスAを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該通所型サービスAに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な通所型サービスA等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の通所型サービスA事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第5章 通所型サービスC

(基本方針)

第19条 実施要綱第2条第1号イに規定する通所型サービスのうち、通所型サービスC（以下「通所型サービスC」という。）の事業は、利用者の運動機能及び認知機能の維持・向上を目的とし、専門職による指導を受けながら、6か月以内の短期間に集中的に事業を行うことにより、利用者の生活機能の維持・向上を目指すものでなければならない。

(準用)

第20条 第6条から第18条までの規定は、通所型サービスCの事業について準用する。

第6章 介護予防ケアマネジメント

(介護予防ケアマネジメントの基準)

第21条 実施要綱第2条第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメントの人員及

び運営並びに介護予防ケアマネジメントに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に規定する介護予防支援に係る規定の例による。

第7章 雜則

(その他必要事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成29年3月10日 大口町告示第12号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日 大口町告示第24号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。